

令和3年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和3年6月1日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時46分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和2年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 令和2年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 9 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第10 議案第15号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 6号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 7号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 9号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第17 議案第12号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第18 議案第13号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第16号 訴えの提起について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解お願いいたします。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

9番 小堀道和議員

10番 相馬正典議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月8日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 令和2年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（久保居光一郎） 日程第3 報告第1号 令和2年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和2年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和3年3月定例会及び3月26日付専決処分において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越し事業の主な内容を御説明申し上げます。

民生費の保健福祉センター施設整備費につきましては、空調設備改修工事の期間が長期にわたるため、繰越しの措置をしたものであります。

保育対策総合支援事業費の児童福祉事業費及び特別保育事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、マスク等衛生用品の購入が困難であったため、繰越しの措置をしたものであります。

衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきましては、ワクチン接種会場準備や接種体制の確立に必要な経費について、繰越しの措置をしたものであります。

農林水産業費の畜産担い手育成総合整備事業費につきましては、境界確認の協議に不測の日数を要したことから、当該工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

農業用ため池防災減災対策推進事業費につきましては、国の補正予算により追加配分されたため、繰越しの措置をしたものであります。

商工費の感染防止営業時間短縮協力金事業費につきましては、県の事業清算が令和3年度とされていることから、繰越しの措置をしたものであります。

民話デジタル発信事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響により事業遅延が発生したことから、繰越しの措置をしたものであります。

観光プロモーション動画制作事業費につきましては、年間を通した撮影が必要なことから、繰越しの措置をしたものであります。

土木費の辺地道路整備事業費につきましては、辺地対策事業債の追加配分に伴い、繰越しの措置をしたものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、国の補正予算により追加配分されたため、繰越しの措置をしたものであります。

教育費の小学校費、中学校費につきましては、国の補正予算により追加配分されたため、コロナ対策に必要な消耗品等の購入につきまして、繰越しの措置をしたものであります。

幼稚園費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、マスク等衛生用品の購入が困難であったため、繰越しの措置をしたものであります。

災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業費につきましては、河川協議に不測の日数を要したことから、当該工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

以上、15事業の繰越明許費繰越事業について御報告を申し上げましたので、慎重に御審議をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第1号でございますが、令和2年度の一般会計繰越明許費の繰越計算書ということでございまして、今、提案理由で述べられたところでございます。この繰越明許それぞれの事業でございますが、既に年度はまたいでおりますが、完了しているもの、これから進めるものと様々あると思っておりますが、それぞれについて、追加配分されたのは当然これはこれからかなと思われませんが、それぞれの事業について、おおむねいつ頃までに完了するという予定を持たれているのか、御説明をお願いいたしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、順を追ってということでございます。

まず、民生費のうちの保健福祉センター施設整備につきましては、工事を都市建設課のほうで担当しておりますので、私のほうから説明させていただきます。

保健福祉センター施設整備費の1億5,500万円につきましては、保健福祉センターの改修工事ということで予定しております。完了を令和4年2月を予定しております。

続きまして、8款の土木費、辺地道路整備事業費2,510万円でございます。こちらにつきましては、下川井柏崎線の舗装修繕を実施しております。2本で現在、工事を進めております。完了予定を今年の7月末ということで予定しております。

続きまして、急傾斜地崩壊対策事業費765万円につきましては、県のほうで工事を実施していただいております旭表I-A地区と、大木須の行人塚峠I-A地区の2か所ございまして、

こちらの事業完了につきましては、来年、令和4年の3月を見込んでおります。

よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） こども課では、1ページの上から2段目の保育対策総合支援事業費、児童福祉事業費273万円と、その1段下の保育対策総合支援事業費、特別保育事業費の218万円、さらに一番下から2段目の教育支援体制整備事業費50万6,000円、この3つの事業につきましては、市内の保育施設への新型コロナウイルス感染症予防対策として、主に使い捨て手袋であったり、あとマスク等の衛生用品を購入する予算になります。国庫補助を財源とする事業でありまして、補助金交付の手続が取れ次第、速やかに執行しまして、年内には完了したいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきまして、お答えいたします。

この繰越しをいたしましたワクチン接種費につきましては、繰越し分に限りまして9月末までの執行分というのを見込んでおります。実際、ワクチン接種事業につきましては、令和4年2月末までになっておりますので、この繰り越した以外に必要な予算につきましては、一般会計のほうで補正をしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、畜産担い手育成総合整備事業費について御説明申し上げます。

本事業につきましては、市内の興野地内の畜産農家1軒の草地造成、畜舎整備、家畜排せつ物処理等の整備事業でございます。こちらにつきましては、令和元年度から事業が始まってございますけれども、令和3年度をもって完成予定となっております。

次の農業用ため池防災減災対策推進事業費でございます。こちらにつきましては、令和3年度に交付予定の事業であったものが、国の補正予算によりまして令和2年度に前倒しして交付があったことに伴う繰越しでございますけれども、那須烏山市のため池24か所のうち、17か所の豪雨耐久性、地震の耐久性、劣化状況の強化を行う事業でありまして、令和4年度に完成予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 商工費、感染防止営業時間短縮協力金事業費につきましては、県のほうの請求時期が6月中に請求ということですので、請求があり次第、支払って事業完了となる予定です。

次に、民話デジタル発信事業費につきましては、アニメーション6話分だけを繰り越したわけでございます、現在その作業にかかっております。8月末を完成予定として進めているところでございます。

次に、観光プロモーション動画制作事業費につきましては、令和4年の2月完成予定としております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 学校関係、小学校費、中学校費に係る学校保健特別対策事業費につきまして御説明いたします。内容につきましては同じものですので、合わせて説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、烏山小学校、烏山中学校には120万円の配分がされております。そのほかの小中学校におきましては、80万円の配分とされております。これにつきましては、感染症対策を強化するための保健衛生費などの消耗品の購入を支援するものでございまして、校長の判断で対応することができる内容となっております。

こちらにつきましては、9月末をもって終了するようということで、指導をしております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第1号 令和2年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書については報告のとおりでありますので、御了解をお願いいたします。

◎日程第4 報告第2号 令和2年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（久保居光一郎） 日程第4 報告第2号 令和2年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号 令和2年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

事故繰越しの内容を御説明申し上げます。

災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業費において、上境地区での国の事業が完了せず、工事に着手できない状況であることから、繰越しの措置をしたものであります。

以上、事故繰越し繰越事業について御報告申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第1号と同様に、この事故繰越しにつきましても、おおむねいつ頃完成と見て事業を執行するという考えか、説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） お答えいたします。

上境地内の事故繰越しをした工事状況でございます。工事箇所については、2.5ヘクタールの工事を予定しておりまして、そのうちの3筆が国の堤防改修工事の資材置場となっておりました。堤防改修工事が完了したことに伴いまして、事業を随時、工事のほうを進めてまいりまして、本年6月いっぱいをもって工事のほうは完成する予定となっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今ちょっと頭がよく理解できないところがあるんですが、資材置場になっていたんで、その資材置場が撤去されるといいますか、そういうふうにならないと工事が完成できないということの話がよく理解できないというか、それで国の工事はうちのほうの工事とダブらないようにできなかったのかなと。わざわざうちのほうの工事をやるところを資材置場にしなくてもよかったんじゃないのかなと。別なところ、資材置場を確保すればいいんじゃないのかなと単純に思うんですが、何でそうなったのかなというところをお聞きしたい。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 国の堤防工事につきましては、上境地内で工事を進めておたわけですけども、こちらについては、川に沈めるテトラポットの資材置場ということで、どうし

でも堤防の近くで用地がなかったということで、この災害復旧事業に関わる部分の3筆、6,200平米の面積が必要だったというところでもございました。

本当に河川堤防改修工事については、この資材置場の後、車両の搬入等が難しいということで、この3筆がどうしても必要だったということで、それ以外の農地については随時、復旧工事を進めてまいりましたが、こちらについては以上のように今まで工事の資材置場として利用されてしまったというところでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 6月ですから、田植に間に合うんだか間に合わないんだか分かりませんが、その辺はどうなのでしょう。

それで、確かに重いものを遠くで作って運ぶのでは大変なのかなとも思うんですけど、よく打合せができていれば何か間に合ったような、間に合ったというかね。工期は、じゃあ、国のほうはもう6月いっぱいだったということで、分かっている貸したと、こういうことでよろしいんですかね。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 国のほうの工期は、本来であれば繰越し事業でございますので、令和2年3月を工期としていたわけなんですけども、諸事情により遅れるということであったものですから、6月ありきの工事完成予定ではなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 渋谷議員、よろしいですか。

○12番（渋谷由放） いいです。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第2号 令和2年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越し計算書について、報告のとおりでありますので御了解願ひます。

◎日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）

○議長（久保居光一郎） 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度一般会計補正予算（第9号）を3月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1億2,550万5,000円増額し、補正後の予算総額を152億4,778万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の確定に伴い、衛生費の繰越明許費を増額したほか、事業の見直しに伴う債務負担行為の変更、地方債の変更について、それぞれ所要の予算を措置しました。

また、地方消費税交付金及び特別交付税等の確定並びにコロナ対策事業の実施に必要な費用が生じたことから、必要な予算を調製したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費は、庁舎整備基金積立金の増額を計上したものであります。

民生費は、生活保護扶助費として、医療扶助費等に不足を生じたための増額を計上したものであります。

衛生費は、交付金の確定に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、システム改修費用及び保冷庫の購入費用を計上したものであります。

農林水産業費は、全額基金運用の森林経営管理制度事業費の事業完了による減額を計上したものであります。

土木費は、被災住宅再建等資金利子補給金について、実績に基づき見直しを行い、債務負担行為と合わせて減額を計上したものであります。

消防費は、消防団の出動回数の増加に伴い、非常備消防総務費を増額したものであります。

そのほか、交付金等の確定に伴い、財源振替を計上したものであります。

次に、歳入であります。

地方消費税交付金及び地方交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対して、国庫補助を計上したものであります。

県支出金は、被災住宅再建等資金利子補給金の歳出予算計上に伴い、減額を計上したもので

あります。

繰入金は、森林経営管理制度事業費の歳出予算計上に伴い、減額を計上したものであります。

市債は、交付金の確定に伴う減額を計上したものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 1点、お伺いいたします。

専決処分の報告案件ですから仕方ないとは思いますが、令和2年度のこの1億2,500万円の中で、庁舎基金に1億円を積んでいるわけですね。今、どの自治体もコロナ禍で大変、逼迫しておりまして、この余裕があったならば、コロナに係る予算に組み替えてもよかったのかなという思いがありまして、また、このような平常時ではないときの庁舎の積立基金は、しっかりと議論をして意識を共有してから積立てをしたほうがよろしいのかなと思うものですから、質疑をさせていただきました。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、御質問いただいた庁舎整備基金の積立てに関する部分でございます。

専決では1億100万円ですか、の金額を基金積立てさせていただきました。当初、庁舎整備に当たっては、15億円まで積立てをしようという申合せ、庁内の申し決めがございました。そういったことから、令和2年度については3月の補正並びに今回の特別交付税等が入った部分もございしますが、その辺の精査をさせていただいた上で、現在16億円ということの積立てに至っております。

当然こういう状況の中で、どうだという御意見もございしますが、コロナ対策におきましては、国の補助金等を確保できているということもございました。そういった部分を勘案しての判断で積立てという形にさせていただきましたので、御理解いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 今の答弁をお聞きしますと、コロナ関係に関する予算は国のほうの支援で十分に間に合っているの、庁舎に1億円積むという判断に至ったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） それだけの理由というわけではございませんが、当然、毎年

専決、3月の定例会の後に交付税の決定等、それから事業の確定等がございまして、やはり余剰金がどうしても発生いたします。それらを適正に積立しようというところで、庁舎整備のほうにという目標から、そちらに基金を積み立てたというような理由が一番でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私、質問事項にこれ、入れておかなくて、今ちょっと疑問に思ったものですから、1点だけお伺いしたいと思います。

3月26日付で専決をしていますね。その専決をした理由としては、歳入歳出額で決定したためということなんですが、これで令和2年度の歳入歳出予算が全て決定したわけではないですね。決算書を見ますと、多額の予算オーバーしている歳入もある、歳出もあるということなんです。にもかかわらず、なぜこの部分だけを専決処分として補正予算に上げたのか、その理由についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 3月の専決、26日付でございますが、この段階では、やはり国の補助事業等、まず確定いたします。それらについての部分、それから、先ほど申し上げた特別交付税の確定がやはり3月末という部分もございます。それらについては、やはり積立てをするということで毎年やらせていただいております。その中で、積立てをどの目的に基づいて積立てするかということで議論した上での今回の専決でございます。

さらに、これから出納閉鎖が終了となって、5月末の決算剰余金という形で出てまいります。それらについても、当初予算で財政調整基金等も取り崩しておりますので、そういった部分への積立てということも、決算剰余金、6月に早々に判断しなければいけないということもございますので、この部分については御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、事務処理上、この部分だけは専決せざるを得なかったと、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） そのように御理解いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 議案第2号についてお尋ねいたします。

ページ数が6ページと7ページにわたって、衛生費5,822万4,000円から5,852万2,000円と増額されております。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費に当然、使われるものと思います。ワクチン接種の接種状況は、どのように進んでいますか。また、ワクチン接種時のキャンセルがあった場合はどういう対応を今されていますか。その辺についてお尋ねいたします。

○議長（久保居光一郎） これは質問の内容が予算の質疑の内容じゃないということ……。今の高田議員の質問は今、上程されている議案の内容ではないということです。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 今日のお知らせ版にあるんですよ。予約時間の30分前までに電話連絡をお願いします。ですから、キャンセル時の対応、これで質疑ですから、どのようにしているかちょっとだけお答え願います。

○議長（久保居光一郎） この新型コロナワクチン接種体制確保事業費の中で、高田議員は質問。この枠でということ。

皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 専決処分の予算の中のお話でしたら、29万8,000円、今回補正をしております。それはその中にございます、9号補正のところにある15ページの備品購入費につきましては、令和2年度中に納品も間に合わないということで、令和3年度に送っているということの予算ですので、そちらにつきましては繰越明許のほうに29万8,000円は増額して補正したというところでございます。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） その答弁を求めたかったんですが、キャンセルの対応は駄目なんですか、質疑では。この事業費によるワクチン接種ですから、ですからキャンセルが出た場合には、早い話、職員に接種をしてもらう、そういう方法は取れないですか。

○議長（久保居光一郎） これは令和2年度の補正の話なんで、それはちょっと今回のこの議案の中での質問は差し控えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 新年度では一般質問で出した人がいるから、関連するとまた悪いと思って、今、発言したんですが。じゃあ、新年度予算でやります。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 16、17ページで、住宅管理費というのが減額になっておりまして、被災住宅再建等資金利子補給費ということで92万1,000円減額になっておりまして、その中身について、4番で債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書ということでその中身が書いてあるんですけども、そこでは減額ではないんですよ。この辺の住宅管理費の減額の理由と、裏の表はどういうふうに見たらいいのか、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） こちらにつきましては、今年の3月末の実績をもって金額が確定しましたので、その減額ということになっております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 事業確定によると。それで、裏がその事業内容ということですか。18ページ。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 18ページの債務負担につきましては、令和2年度の額が、利子補給金が確定したと、実績に基づいた額なので、それ以後の債務負担になりますので、こういう形になります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 令和2年度の事業が確定したのが18ページの説明で、17ページの部分については、令和3年度で事業は完了したという説明だと、こういうことね。はい、分かりました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 10ページ、11ページ、見ていただいといます。今回の補正額は、1億2,550万5,000円ということでまずよろしいのかなと思うんですが、その辺、お尋ねをまずします。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 補正予算第9号につきましては、1億2,550万5,000円でございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで、先ほど沼田議員もおっしゃいましたが、1億2,550万5,000円の中で何が一番多いかというと、庁舎整備基金積立金1億幾らと、こういうふう

になるわけですね。約8割ぐらい使っちゃうのかなど。だったら財政調整基金に半分とか、何でここに集中して持っていくんだというのが私個人的には不思議でならない。基金はいっぱいありますしね。財政調整基金なんか食っちゃってなくなって身が細っているというような現状でございます。庁舎をそれほど急ぐのかということだとは思いますが、調整池に2億5,000万円もかかるので、この半分ぐらいは積まないかという思いがあったかもしれませんが、何でこの庁舎整備基金一本勝負にしたのかというふうなところを先ほども聞いたような気がするんですが、何となく納得がいかないで、再度お尋ねいたします。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 庁舎整備基金の1億円という基金の部分について、補正予算額との絡みでの御意見だと思います。

3月の専決処分につきましては、まず庁舎整備基金を積み立てる目標としては、15億円という金額がまずございます。それはまず庁舎整備の面積からの積算でありまして、30億円という想定で当初、平成27年に基金積み立て始めたときから、その半分は積み立てようという目標がございました。それが1つ、庁舎整備のほうに基金を積み立てたというまず理由でございます。

さらに、ちょうど3月には当初予算の編成時期でもございます。財政調整基金につきましては、毎年やはり当初予算の補填としては財政調整基金をまず補填として充てております。毎年、財政調整基金も20億円前後を推移してございますが、今回も令和3年度の当初予算には財調基金を補填させていただきました。

その部分については、毎回、今回の6月に、早々に決算剰余金はその当初に充てた財調分を、戻すというんですか、そういう形を毎年、繰り返しております。財政調整基金も多額を持っていると交付税とか云々には影響はないとは思いますが、あまり望ましくない部分もあるかと思いますが、令和3年度に充てた財政調整基金の補填分をさらに今回の決算剰余金の6月には戻したいというふうな計画ではおりますが、戻りますが、今、渋井議員の御質問の部分は、3年度の専決の段階では庁舎整備のほうの基金に積み立てさせていただいたということでございます。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

○12番（渋井由放） 納得はいかないですけど、もう専決処分ですからね。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第3号及び日程第7 議案第4号の専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）及び専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）の2議案については、いずれも令和3年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）

◎日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）

○議長（久保居光一郎） よって、議案第3号及び議案第4号の2議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号、第4号につきまして、一括して説明いたします。

まず、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第1号）を4月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ5,559万9,000円増額し、補正後の予算総額を109億2,978万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、防災無線の維持管理及び新型コロナウイルスワクチン接種に必要な費用が生じたことから、調整したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、医師及び看護師に係る費用等を計上したものであります。

消防費は、防災無線管理費として、維持管理費用を計上したものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対して国庫負担金及び補助金を計上したものであります。

繰入金は、防災無線管理費の歳出予算計上に伴い、財政調整基金繰入金を計上したものであります。

議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第2号）を4月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1,560万円増額し、補正後の予算総額を109億4,538万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、国が低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯分について、可能な限り5月末までに支給するとしたことから、措置したものであります。

では、主な内容を説明いたします。

まず、歳出であります。

民生費は、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費として、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている世帯及び公的年金受給世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給するための経費を計上したものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費として、当該事業に係る国庫補助金を計上したものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 防災無線であります。南那須の防災無線を、必要があるため令和4年の11月までアナログでも使えるということでもありますので、やはり継続してこれを続けてほしいという要望をいたしまして、これが認められたと思っておりますが、この防災無線の管理費につきましては、令和3年度の1年間分と考えたらいいのか、令和4年の11月分まで可能と考えたらいいのか、その辺の説明をお願いいたします。

次に、議案第4号でございますが、ひとり親の生活支援特別給付金ということでございます。児童1人5万円というんですかね、ということなんですが、これは対象者は何人、何世帯あるのか、その辺、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 11ページの防災無線管理費でございますが、令和3年度の予算という理解でお願いしたいと思っております。令和4年度の当初予算計上の際には、改めてまた計上する予定となります。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 対象者につきましては、3つの区分に分かれておりまして、まず令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者で、この場合は申請が不要でございます。こちらの対象者につきましては、既に支給済みとなっております。令和3年5月11日に、148世帯に対して205人分の1,025万円を支給しております。

あと対象者の2つ目なんですが、公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者で、児童扶養手当に係る支給限度額を下回る場合が条件で、こちらは申請が必要になってきます。なお、公的年金等につきましては、遺族年金であったり障害年金などになります。

あと対象者の3つ目なのですが、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている者、こちらも申請が必要となってきます。

先ほど申し上げました、既に支出済みとなっております148世帯に対しての205人分と、あと今後、申請がされるであろう60世帯程度で、107人程度を見込んでおります。トータルで210世帯前後、312名程度ということで、1,560万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、議案第3号の専決処分、これは令和3年度の一般会計の補正なのですが、その中で歳入9ページを見ますと、ここには国庫補助金の歳入科目が2つありますね。にもかかわらず今度、支出を見ますと、その2つの事業を1つに合わせて5,300万円ほど支出をしているんですが、補助金の目的からして、1つにまとめて補助金を利用して、問題ないのかということ。これが1点です。

それと、専決処分の第2号補正予算の件なのですが、先ほど平塚議員からも質問があったんですが、それに関してもう少々お伺いしたいと思います。

今朝のお知らせ版を見ますと、ひとり親世帯の子育て特別給付金、児童1人当たり5万円を支給しますと。振り込みは6月下旬の予定と、こういうようにお知らせ版の中にありましたが、今言ったお知らせ版でお知らせしたこのひとり親世帯の子育て特別給付金と、今回の第2号補正予算とはどう関わりがあるんですか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金についてですけれども、接種事業に係る予算措置の中で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金というものと、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金という2種類がございます。こちらにつきましては、対象となる経費が分かれております。

その中で、今回のものの中で申し上げますと、11ページの中の7番の報償費、こちら2,765万円と、委託料のうち2,033万6,000円につきましては、この新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金というもので賄われておりまして、それ以外のものについては補助金というもので対応になっておりますので、同じところに二重に入っているということではないということです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） お知らせ版にありました6月30日までにとというのは、児童手当の申請の件だったかと思うので、今回の補正とはまた別ということになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 歳出を見ると、新型コロナウイルス接種体制確保事業費として5,302万1,000円で、1つにまとめた書き方をしたものですから、私は補助金は2種類の補助金があるにもかかわらず、これで1つにまとめて使っちゃっていいのかと、こう疑問を持ったものですから、私は質問したんです。しかし、今の答弁を見ますと、実際には別々に使っているんだと、使うんだと、こういう理解をしていいんですね。

それと、こども課長、今朝のお知らせ版のは、ひとり親世帯の子育て特別給付金の5万円の件というのは、これはもう一度、説明してください。ですからお伺いしたいのは、今朝のお知らせ版に載ったひとり親世帯への給付金、児童1人当たり5万円と、今回の補正2号とは全く別な支出だと、そう理解してよろしいのかです。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 申し訳ございませんでした。先ほど3つ申し上げました対象者のうち、児童扶養手当を受給していない方へのお知らせになりますので、今回の補正に関係しているものになります。すみません。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 何だか分かったような、分からないような。了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと私も気になっていたのですが、このひとり親の話なんですけど、いろんな活動をしていてやはり心が痛む場合がいろいろあるんですけれども、コロナの影響かは別にして、どのぐらいこのひとり親世帯というのが増えているのか。増えている感じがするんですね。そういう感じがあるので、差し支えなかったら、直近の5年分ぐらいで分かる範囲でこのぐらいですよというのが分かったら、教えてください。いろんな活動につなげたいので。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） すみません、資料を持ち合わせていないので、後でお答えしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 1点お伺いいたします。

議案第3号の専決処分、先ほども先輩から質疑がありましたが、防災無線の管理費なんですけれども、当初予定では運用をやめるよということだったんですけれども、議会からの要望を聞いていただきまして、予算化していただいて、運用を復活していただいている状況なわけでございますが、市民の皆様、特に南那須地区の皆様の反応とかがもし行政のほうで感じているところがあるならば、お伺いしたいと思っておりますけれども。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 4月以降の南那須地区の市民の声というのは改めて確認しておりませんので、こちらから聞こうとして分かったものはありません。市民の方から積極的に意見があったということもございません。ただ、行政区長会議の中で、行政区長さんの方から意見があったというところがございます。（「どんな意見があったんですか」の声あり）よかったという。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。

本案は、これらの改正に伴い、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

個人市民税につきましては、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、退職所得申告書の電子提出に係る規定の整備、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定を新たに1年間延長するものであります。

次に、固定資産税につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度における価格の下落修正を行う措置により、現行の負担調

整措置の仕組みを継続するための改正を行い、その上で、新型コロナウイルス感染症等の影響への対応として、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるための改正を行うものであります。さらには、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る前年度課税標準額の算出について、過去に遡り負担調整措置を適用し、算出できるようにするための経過措置の延長を行うものであります。

続いて、軽自動車税につきましては、令和12年度燃費基準により環境性能割の税率区分の見直しを行うとともに、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものであります。また、軽自動車種別割につきましては、グリーン化特例の対象を重点化し、2年間の延長を行うものであります。

その他、地方税法等の改正に伴い、項ずれの修正をしております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ただいま市長のほうから、専決第9号の税条例の一部改正についての説明がありましたが、基本的に何種類かの改正の専決をしたということですが、総じて延長とかが多くて、増税にはならないというような理解でよろしいのかどうか、その点について確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 今回の改正について、税目ごとに増減のほうをお知らせいたします。

市税の総額は、約118万4,000円減収の見込みとなっております。

内訳ですが、市民税がプラス7万9,000円。住宅取得控除について、こちらがやはり減額となりまして、33万3,000円の減。国外扶養の見直しについて、こちらは税制改正によりまして、対象外となった扶養がいますので、逆に40万円の増となりました。セルフメディケーション、こちらのほうは、実際に令和3年度申告した方は5人くらいですので、あまり影響のほうはありません。法人市民税のほうは4万8,000円の減。軽自動車の環境性能割、こちらのほうが、見込みなんですけれども、91万5,000円ぐらいの減を見込んでおります。固定資産税の負担調整によるもの、こちら、見込みなんです、大体30万円ぐらい減となっております。

以上です。

- 議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。
- 17番（平塚英教） その減額分については、何か救済措置というか、何かで補填されるんでしょうかね。
- 議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。
- 税務課長（高濱裕子） こちらのほうについては全額、補填のほうがあります。こちらのほうが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金であったり、地方特例交付金、こちらのほうで補填になる見込みです。
- 議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。
よって、これで質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。
採決いたします。日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第9 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります藤川伸一氏及び矢口千賀子氏が、令和3年9月30日をもって任期満了を迎えるに当たり、後任の人権擁護委員として、新たに小林清美氏及び大嶋恭子氏を推薦したく、提案するものであります。

小林氏、大嶋氏、お二人とも教員として長年、子供たちの指導に当たってこられました。教員を退職後、小林氏は平成30年から交通指導員として子供たちの安全を見守ってくれております。また、大嶋氏は、つくし幼稚園の保育補助や非常勤講師として、子供たちの指導に当たっております。お二人とも誠実・温厚な人柄で、地域住民の信望が厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しており、人権擁護委員として適任者であります。

なお、勇退されます藤川伸一氏は、平成27年10月1日から2期6年間にわたり、那須烏山部会の部会長や、宇都宮人権擁護委員協議会の常務委員などの要職を務めるなど、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進されてこられました。

また、矢口千賀子氏は、平成30年10月1日から1期3年間にわたり、人権擁護委員として、人権の擁護と人権思想の普及・高揚に御尽力いただきました。

ここに藤川伸一氏、矢口千賀子氏の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） ただいま上程されました議案第14号 人権擁護委員の推薦につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

なお、推薦される御両名は、いずれも私が所属する大金自治会住民であることから、議員の方々を代表して、私が申し上げたいと思います。

まず、小林清美氏は、長きにわたり教員として地域の子供たちを指導いただき、退職後につきましても、大金において交通指導員として現在も活躍されております。また、大嶋恭子氏におきましても、長きにわたり同じような教員として地域の子供たちを指導いただき、退職後にしましても、つくし幼稚園の保育補助等に従事いただいております。お二人とも誠実・温厚な人柄であり、地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた見識をお持ちの方であります。

人権擁護委員の任務につきましては、地域の方々から人権相談を受け、問題解決のお手伝いや人権侵害による被害者の救済、学校でのいじめ問題、または人権についての啓発活動等を行うため、人格・識見が高く、広く実情に通じた方が求められております。小林氏、大嶋氏は、お二人とも人権擁護委員として求められる活躍が期待される方であり、まさに適任者であります。

以上、議員の方々の御賛同をいただきたく、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第15号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について

○議長（久保居光一郎） 日程第10 議案第15号 那須烏山市農業委員会委員の任命同

意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現農業委員会委員の任期が令和3年5月21日をもって任期満了を迎えることに伴い、新たに委員を任命いたしたく、3月定例会において、定数19名の同意をいただいたところではありますが、その後、うち1名から一身上の都合により辞退の申出がありましたので、欠員補充のため、新たに追加公募をしましたところ、1名の応募があったものであり、改めて農業委員候補者の任命について、議会の同意を求めるものであります。

農業委員候補者は、森田在住の中村東氏で、元那須南農業協同組合職員であり、現在は認定農業者であります。

中村氏は、主にそばを生産しており、農業に関する豊富な識見を有し、営農意欲に大変熱意がある適任者であります。

なお、委員の任期につきましては、辞令交付の日から令和6年5月21日までとなります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） ただいま上程されました議案第15号 那須烏山市農業委員会委員の

任命同意について、私は賛成の立場で討論いたします。

中村東氏は、元那須南農業協同組合職員として、地域の農林業の発展に寄与され、また、現在は認定農業者として主にそばを生産されております。中村氏は、営農意欲に熱意があり、誠実・温厚な人柄で、また、地域住民の信望も厚く、広く農業の実情に通じた識見をお持ちの方であることから、農業委員としてまさに適任者であります。

先日、本人と話をしましたが、誠実さが本当ににじみ出ているんですね。本当にさすがしさを感じました。農業委員会も活性化されるなど強く感じました。

そういうことから、皆様の同意をよろしくお願いします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第15号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第6号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
について

○議長（久保居光一郎） 日程第11 議案第6号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に適用される職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令が、令和3年4月1日に施行されたことに準じ、職員の服務宣誓書の押印の取扱いの見直しを行うものであります。

主な内容としましては、本市における申請書等の押印見直し方針の趣旨に鑑み、職員のサービスの宣誓の際に、対面及び宣誓書の押印を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第6号でございますが、市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正ということでございますが、1ページに改正前と後の内容が載っておりますけども、片方は、宣誓書に署名してからでなければと書いてあるんですが、宣誓書を提出してからでなければ職務を行ってはならないというふうになっておりまして、提出するに当たっては、当然、署名をして提出するというふうに読んでよろしいんですよね。そのことを確認しておきたいと思っております。

さらに、職員のいわゆる、何というんですかね、公務員として、全体の奉仕者として、市民のために一生懸命働くということを宣誓するわけでございまして、当然そういうような内容について、適切にしっかりと職員にいわゆる自覚と責任を持っていただくということで進めていると思うんですが、その辺について、もう一度確認しておきたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、しっかり全体の奉仕者として宣誓するという行為につきましては、都度、4月1日の新採用の職員の辞令交付のときには合わせて行っておるところでございますので、それはしっかり指示をしていきたいと思っております。

また、署名してかどうかですが、宣誓書の提出につきましては、昨年度の会計年度任用職員の制度の統一に合わせて、やはり会計年度任用職員も宣誓書の提出は求められております。署名または記名・押印、どちらでも対応できることとなっておりますので、署名のみだけで提出とは考えておりませんが、必ず提出があつて仕事につくというところに関しては同じでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、こちらの宣誓書とかの取扱いについて、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、こちらの宣誓書を提出して、市のほうで保管すると思うんですね。会計年度任用職員なんかは、辞めた後とか何年くらい、例えば応募書類とかも含めて、履歴書みたいなものもあると思うんですけれども、どれくらい保管しておくものなんで

しょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 保存年数に関しましては、5年または10年、または永久というものもございますが、それについては一度、確認させていただきたいと思います。多分、5年ぐらいでの廃棄になるのかなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、今、在職の方というのは常に保管してあるということでもちろんいいんですよね。それで今、多分5年かもしれないというのは、退職されてから5年とかということなんでしょうかね。そういったことも併せてもし確認いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 改めて個人提出の書類を何年保存するかというような取決めは、今の段階では多分、確認しておりません。公文書をどれだけ取っておくかという保存年数は明確になっておるんですが、それについては一度、確認させていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） よく理解できないので、宣誓書、宣誓書と言っていますが、その宣誓書の中身というのはどういう文面でございますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 宣誓書といわれているものは、条例の中に、那須烏山市職員の職務の宣誓に関する条例というところに正式に定められております。その書式は規則の中で改めて定められておりますが、その内容につきましては、「主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います」という文言、それと「地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」、そういう宣誓書の内容になっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 一般的に署名捺印、記名押印という今までのしきたりがありますよね。ですから、自署の場合は押印が必要なくなったと、そういうふうに理解してよろしいんで

すよね。これは、市民が例えば申請書なんかを書く場合には、どんなふうになっていますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 各自治体によって取扱いは違うのかなと思っておりますが、那須烏山市における申請書などの押印見直し方針というのを4月1日に決めました。その中では、いろんな申請書がございますが、法律、県の条例に根拠を有するものについては、それが直されない限り今までどおり。そのほかに契約書と、そのような同等の性質があるもので押印が必要、署名が必要とされているものはそのとおりに準ずる。そのほか、登録印の押印を義務づけているような入札、あとは支払い証明なんかの伝票、請求書、あとは委任状や第三者の証明などの原本性を確保することが現に求められているものについては、署名または記名押印が変更されていなければそのとおりのやう。

したがって、それ以外のものについては、署名だろうが記名押印だろうが、押印、署名は省略していくという方針で進めております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第6号 那須烏山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第12 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する省令政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和3年3月31日に公布されました。

本案は、これらの改正に伴い、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

主な改正内容は、市民税に関係するもので、国外居住親族に係る非課税限度額等の見直し、特定公益法人等に対する寄附金における寄附金控除の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の医療費控除に関する特例規定の令和9年度までの延長であります。

また、施行期日につきましては、特定公益法人等に対する寄附金控除及びセルフメディケーション税制の医療費控除に関しましては令和4年1月1日、国外居住親族に係る非課税限度額等の見直しにつきましては令和6年1月1日の施行となっております。

なお、附則につきましては、本条例の施行に当たり、必要な経過措置について定めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第13 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の主な内容は、地方税法施行令の改正による個人所得課税の見直しに伴い、年金所得者や給与所得者がいる世帯は、当人の担税力に変化がない場合でも、当該見直し後において、保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を受けないよう、軽減措置における所得判定基準を見直すほか、医療分及び介護納付分の賦課限度額の引上げを行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 先ほどの固定資産税と市民税は軽減措置というか、現状と同じ税率で徴収するということですが、国保税だけは違うんですね。この辺の違いを説明願います。限度額が上がっていますね。それをちょっと。

○議長（久保居光一郎） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えいたします。

今回の国保税の条例の一部改正につきまして、限度額のほうが改正になってございます。こちらにつきましては、限度額のほう、医療保険のほうで申しますと、54世帯あったところが51世帯で、3世帯減ってございます。そちらのほうで、影響額のほうが約170万円増えることとなります。

ただ、軽減措置のほうが、2割軽減につきましては1世帯が減ってございます。5割軽減につきましては12世帯が減っておりますが、7割軽減世帯が、こちらのほうが30世帯増えておりまして、トータルでいきますと120万円程度、改正になってございます。

それで、最終的に総額といたしましては、令和2年度の当初賦課データを利用して計算したところ、約500万円程度減額ということになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） そう申しますと、全体で考えると500万円の減額となりますということですね。しかしながら、限度額は上がっていますね。この影響は54世帯と聞いたんですが、もう一度確認します。

○議長（久保居光一郎） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えいたします。

限度額につきましては、現在54世帯が限度額に達しております。今回の見直しで、今度は51世帯に減ります。3世帯ほど、限度額未満の世帯が出てくるわけですが、3万円引上げになりますので、その分といたしまして、トータルでは170万円程度、増額になるということになってございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これらは保険料軽減判定基準の見直し等もありますが、いわゆる国保税の最高限度額を96万円から99万円に引き上げるという内容でございます。

先ほど、総体的には減になるということでございますが、最高限度額を引き上げることによって、一般の国保税の納税を引き上げる呼び水になると私は考えておりますので、最高限度額の引上げについては同意できないということでございます。

ちなみに、国民健康保険につきましては、一般の健康保険組合の健康保険と比較しますと、極めて高いというのが全国的に問題になっておりまして、特に均等割、平等割と、この人頭税とも言えるような、子供の多い世帯に重くのしかかるこの均等割こそ廃止すべきだということでも全国的にも問題になっておりまして、国会でもそういう論議がされております。

本市においても、ぜひ均等割、平等割をなくすということで、国保税の引下げに取り組んでいただきたいということを申し添えまして、討論のまとめといたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど上程された議案第6号の質疑において、荒井議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、佐藤総務課長から追加答弁がございます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほどの質問に対して正確に答えられませんでしたので、ここで改めて申し上げます。

宣誓書自体の保存期限というのは、改めて明記はされておりませんが、職員、再任用職員、特別職を含め、任免に関するものは現段階では永年保存になっております。会計年度職員、任期付任用職員については、任免に関するものは5年保存となっておりますので、会計年度任用職員等が退職されたときは、その保存期限の5年を経過した後、廃棄するというような理解でおります。それ以外の正職員については、永年保存で現在は保管している状況であります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 次に、同じく先ほど上程された議案第4号の質疑において、小堀議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、川俣こども課長から追加答弁がございます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 小堀議員からの、ひとり親世帯が増えているのか、減っているのかという御質問にお答えしたいと思います。

まず、こども課としましては、市内にひとり親世帯が何世帯あるかというものを正確に把握することはできない状況にあります。と申しますのは、親が一人で子供がいる世帯で、もう一人の親が国内の単身赴任であったり、海外に単身赴任だったりというケースもあるので、正確な数字を把握できないということだけ申し上げておきたいと思います。

そういった中で、こども課で把握できる数字を申し上げます。申請に基づいて、ひとり親世帯が申請する児童扶養手当、こちらの受給資格のある世帯数、これを申し上げたいと思います。参考までにですが、平成27年度239世帯、平成28年度206世帯、平成29年度198世帯、平成30年度180世帯、令和元年度は若干増えたんですが、187世帯ということで、おおむね減っている状況ではありますが、これが実際、ひとり親が減っているのかどうかというのはちょっと分からないところです。

以上です。

◎日程第14 議案第9号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第14 議案第9号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条

例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国における押印等見直しの取組に準じて、固定資産評価の審査に係る書類の署名押印の取扱い見直しを行うものであります。

主な内容といたしましては、審査申出人が提出する審査申出書及び口頭審理における関係者の口述書において、署名押印を廃止し、市民の負担を軽減するとともに、委員会が作成する調書についても、関わった委員及び職員の氏名を当該調書に記載することにより、署名押印を廃止するものであります。

なお、審査結果の決定書につきましても、委員会名により作成し、公印を押印することから、委員の記名押印の記載について、削除を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第9号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第10号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第15 議案第10号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国における押印見直しの取組に準じて、認可地縁団体の印鑑を登録する場合における代表者個人の実印を求める手続の見直しを行うものであります。

主な内容といたしましては、認可地縁団体の印鑑の登録の申請書における代表者個人の実印の押印並びに印鑑登録証明書の交付及び登録廃止の申請書における団体印鑑の押印を廃止し、申請者の負担を軽減するほか、代理人による申請の際の委任状の添付を明記するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第10号の市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、改正内容については、提案理由のとおりでございますが、良とするものでございますが、ちなみに、本市においてこの認可地縁団体というのは何団体、存在しているのか、内容が分かればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 認可地縁団体、総務課が管理しておりますが、今日現在で23の認可地縁団体がございます。

以上です。

- 議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。
- 17番（平塚英教） おおむね全部、自治会と考えればいいんですか。
- 議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） 小さい単位で自治会数では102の自治会がございます。
- 議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） 申し訳ございません、答弁がかみ合っていなかったようです。
- 23の団体名ということですね。こちら、一つ一つ申し上げます。
- 議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。
- 17番（平塚英教） そうじゃなくて、23はおおむね自治会……、大字自治会みたいに考えればいいんですか。
- 議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） もともと自治会が1つの要件になっておりますので、自治会以外の地縁認可団体というのはございません。
- 議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。
- よって、これで質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。
- まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。
- 採決いたします。日程第15 議案第10号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第16 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、条例において引用していた新型コロナウイルス感染症を定義する条項が削除されたことに伴い、条例中において、新型コロナウイルス感染症について改めて定義をするための所要の改正をするものであります。

なお、本改正により、傷病手当金の取扱いに変更はありません。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第12号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第17 議案第12号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、条例の基準となる国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減及び利用者の利便性向上の観点から、諸記録の作成・保存、利用者等への説明、同意等について電磁的方法による対応を原則として認めるとともに、用語の定義範囲等について所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては公布の日からとなりますが、第49条を追加する改正についてのみ、令和3年7月1日から施行するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第13号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第18 議案第13号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、国の基準に合わせて所要の改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、読替規定の適用の明記と用語の整理であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第13号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（久保居光一郎） 日程第19 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億1,346万円増額し、補正後の予算総額を111億5,884万2,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を主としまして、補正予算を編成したものであります。また、自家用有償バス故障に係る訴訟手続について、債務負担行為を追加補正するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費につきましては、財産管理費として、デジタル情報を得ることが困難な市民への対応として、広報車の購入、公共施設等マネジメント推進事業費として、市公共施設等総合管理計画見直しのための業務委託料、業務系・情報系システム管理運営費として、庁内ネットワーク無線LANの拡張等を計上するものであります。

民生費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費として、国の基準に該当する世帯に、児童1人当たり5万円の給付金等を計上するものであります。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、ワクチン接種に必要な人件費等を計上するものであります。

農業費につきましては、農業振興費として、企業版ふるさと納税を実施する事業推進主体への交付金等を計上するものであります。

商工費につきましては、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費として、プレミアム付商品券発行や、市内の小売店や飲食店を支援するための補助金、山あげ会館運営費として、感染防止対策に係る設備の修繕費等を計上するものであります。

消防費につきましては、災害対策用品の購入費を計上するものであります。

教育費につきましては、教育情報ネットワーク整備事業費として、デジタル教材の活用環境の充実のため、大型ディスプレイ購入費、学校給食センター運営費として、コロナウイルス感染症の経済的影響を考慮し、保護者の負担軽減のための給食費への交付金等を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、国の補正予算成立に伴い創設された子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金等の計上であります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金として、栃木県の内示に伴う予算を計上したものであります。

寄附金は、企業版ふるさと応援寄附金として、寄附金額を計上したものであります。

繰入金は、不足財源の補填として、財政調整基金をもって予算を計上したものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第1号の一般会計補正でございますが、歳出のほうで、12ページ、13ページなんですけど、敬老会開催事業費が三角になっておりますので、今年も開催しないというようなことなのかなと思うんですが、加えて、その上に自治振興事業費が1,040万円、負担金、補助及び交付金の欄に990万円というふうにありますので、恐らく敬老会をやらない代わりに、去年はそれぞれの自治会にコロナ対策費みたいな感じで補助金を出したように記憶しているんですが、今回もそのようなことでこの自治振興事業費が使われるのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

先ほど財産管理の中で、広報関係で、広報車を新たに購入するというようなことなんですけど、災害対策という形の中で、そういう大雨とか何かの際に、広報車を活用して市民にお知らせをするというように使われるのかなと思うんですが、現在まで広報車はなかったんでしょうかね。あったような記憶があるんですが、その辺ちょっと、更新なのか、新たに加えるということなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

15ページの農業振興費の中に、新規就農総合支援事業300万円というふうにありますけど、新規就農があったのかなと思うんですが、これの中身について、お示しいただきたいなと思います。

私、勘違いしたかな。16、17ページの災害対策費の用品購入622万5,000円、これは広報じゃないよね。これは何か災害対策の備品購入かなと思うんですが、この中身について説明をお願いします。

その下に教育情報ネットワーク整備事業費ということなんですけど、379万9,000円。何か学校にタブレットを児童生徒一人ずつ今、持たせて授業を進めていると思うんですが、それに加えて、この大型ディスプレイ、何か機材を購入して、授業を進めるというふうに考えるんですが、この辺の大型ディスプレイを購入して、どのように活用されるのか、その内容についてお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、私のほうからは、敬老会の開催事業費についてお答え

いたします。

感染症の拡大防止の観点から、令和3年度につきましても、敬老会につきましても自粛をお願いしているところがございます。それに代わりまして、昨年度と同様にメッセージカード等の印刷製本費や、そちらを郵送するための宛名ラベルシール等の消耗品費を計上させていただいております。

それに伴いまして、敬老会に交付する交付金につきましては、健康福祉課の予算のほうからは全額減額としております。

こちらの需用費ですとか役務費、消耗品、印刷製本費につきましては、全て臨時交付金のほうで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 13ページの財産管理費の中で、広報車、広報ができるライトバン3台を新たに購入するというところで考えてございます。

その下のところの自治振興事業費990万円の負担金、補助及び交付金、これにつきましては、昨年度の敬老会の代わりに各自治会に交付した第2弾を今年度も実施するというところで考えてございます。

それから、17ページ、災害対策費でございますが、これにつきましては、避難所内におけるトイレ、簡易トイレ、そういったものを購入する予算計上になってございます。

以上であります。

恐れ入ります、広報車が何台あるかは、改めて確認させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それに加えて3台加えると。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 別に新たに3台買うということなんですが、今現在ある広報車が何台あるかについては、正確な数字はちょっと把握していないので、確認させてください。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、15ページの新規就農総合支援事業費について、御説明申し上げます。

新規就農総合支援事業費の300万円につきましては、両親等の農業後継者としまして、その継承に必要な施設の整備に対する助成金を交付するためのものがございます。

これにつきましては、国・県の補助事業において、総事業費がおおむね1億円を超える農業用機械の購入、農業施設の新設を行う農業者に対して、総事業費の10分の3、上限300万

円を助成するものであります。

過去におきましては、上川井地区で1名、興野地区で1名という交付実績がございますけども、今回につきましては、畜産担い手総合支援事業費の対象となっています興野地区の畜産農家1軒に対する交付ということになっていまして、交付期間は1回限りということでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 17ページ、教育情報ネットワーク整備事業費379万9,000円の件でございますけれども、現在、市内の小・中学校におきまして、GIGAスクールを展開しております。その中で、教室内の授業におきまして、先生のパソコンを大型モニターに映し出しまして、今、先生がどの画面を出しているのかということ大型画面に映し出すことによりまして、児童生徒がどの画面だということが分かるようになるという使い方もございますし、それと学校が休校になった際のオンライン授業の際に、先生が生徒の画像をその大型ディスプレイに映し出しまして、児童生徒の様子分かるようにするということが主なもので考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、14点ほど前もって出しておきましたが、何点かは理解できたものがあります。

まず、歳入11ページ、1点、企業版ふるさと応援寄附金650万円入っていますが、これは新たな歳入ですね。これはどこからどのような目的で那須烏山市に歳入として入るのか、お伺いします。

2款1項7目の備品購入は、これは3台ということで分かりました。

それと、2款1項8目12節の公共施設マネジメント推進事業費630万円、これは新規事業ですね。これについて、改めて御説明をいただきます。

同じページの2款1項10目、業務系・情報系システム管理費ですね。これは当初予算でも6,000万円ですか、6,000万円ほど取っておりますね。それで今回は3,380万円ほど。大分、大型補正になるんですが、これについてお伺いします。

次に、2款1項13目の、これは平塚議員が既に質問した自治振興費なんですが、これは自治会に交付するという事なんですが、この交付基準、どのような基準でもって交付するのか。

それと、この自治会会長に対して、この交付金を何に使うように指示されているのか。実は大金自治会の場合は、何も使わない、そのままほとんど次年度の繰越しになっているわけなんです。ちょっと私も残念だなと思っているんですが、せつかく市からこれだけの金を交付するんですから、積極的にこういう用途で活用してもらいたいというようなことを指導すべきだと思います。このことについてお伺いします。

それと、3款2項1目に子育て世帯生活支援事業で2,006万7,000円、これは新規事業ですね。これについてももう一度お願いします。

それに、15ページ、4款1項2目、ワクチン接種事業なんですが、今までずっとこれに関する事業を見ますと、去年から繰り越したものの、専決処分にしたものの、当初予算で取ったもの、それで今回補正したもの、これを含めると、私の計算では1億2,473万1,000円になると思うんですよ。この予算でもって、現在計画されている16歳以上の接種が全てできるのかということ、このことについてお伺いいたします。

それと、6款1項3目の農業振興費、当初600万円のところ、650万円の追加になりました。なぜこれが倍額以上になったのか、改めてお伺いいたします。

新規事業については、先ほどの平塚議員の質問の内容で分かりました。

それと、17ページの7款1項2目、新型コロナ対策の商工支援、6,250万円。先ほど市長の話によりますと、プレミアム付商品券、それと商工関係の支援金ということなんですが、もう少しこの件について課長の詳細な説明をお願いしたいと思います。

それと、7款1項5目、山あげ会館運営費です。これは当初1,640万円、今回1,187万4,000円と、これもまた大型補正なんですが、今回、何がこれほど必要なのかについて、内容をお伺いいたします。

9款1項5目の災害対策、これは避難所用トイレと言いましたね。これは分かりました。

それと、17ページの10款1項2目、学校給食センターの補助金、当初47万5,000円ありました。これは今回の2,500万円とは目的が違うのかもしれませんが、この2,500万円、これは給食費の一部を安くするのかもしれませんが、それぞれ小学生、中学生の給食費を、今、幾らのものを幾ら助成するのか、これについてお伺いいたします。

それともう一点、最後なんですが、17ページの、これは逆になっちゃいましたが、17ページの10款1項2目。これも平塚議員が既に質問したんですが、これは何か大型パネルの画面の電子機器を購入するそうなんですが、今回の379万9,000円で、これは何台購入ができるものなのか。これは小学校なのか、中学校に設置するものか、その辺も併せてお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私のほうからは、11ページになります。

まず、全協でも議員の皆様にお示しいたしました、今回の新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の計画書、お配りさせていただいていると思いますが、この11ページの一番上に書いてあります臨時交付金1億6,524万円、これが今回の6月の補正で計上させていただいた金額でございます。

それでは、まず御質問の、中段にあります企業版ふるさと応援寄附金650万円についてお答えしたいと思います。

寄附のありました会社につきましては、4社ほどございます。合計で650万円ということになります。

企業版ふるさと納税の概要でございますが、平成28年度に創設されたものでございまして、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対しての企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除されるという仕組みでございます。

本市におきましては、地域再生計画というものを昨年11月に策定いたしました。それに基づいて実施する団体、大木須地区に1団体ございます。その団体のプロジェクト内容につきまして、会社より御寄附を頂いたということになります。

寄附金につきましては一旦、市に入金となりますが、団体へは予算の範囲内での交付金で支払うという形になりますので、よろしくをお願いします。

次に、13ページの歳出のほうにございます、公共施設等マネジメント推進事業費630万円でございます。

策定の趣旨につきましては、公共施設等総合管理計画の改訂版ということで、策定の見直しを行うものでございます。令和3年1月末に総務省のほうから要請がありまして、市の公共施設管理計画の令和3年度中に見直しが必要となりました。改訂版の策定に関する業務支援を委託するものでございますが、本市においては現在、個別施設計画の策定が一部にとどまっております。令和4年度以降に計画される公共施設の統合・再編に関しまして、有利な財政支援措置の活用が可能となる見込みであることに加えて、令和3年度中にこの計画の見直しをした場合、策定費用に関しては特別交付税の措置が講じられるということから、今回の補正予算の計上で策定見直し、改訂版を行うものでございます。

次に、同じ13ページの業務系・情報系システム管理運営費3,380万5,000円でございます。

市長からも答弁ございましたが、大きく3つの事業を行います。1つには、テレワークITC化推進事業ということで、これは臨時交付金を活用してでございますが、我々職員がテレワ

ーク、こういった情勢でございますので、そういった勤務が可能となるように、現在デスクトップの端末も実際ございます。そういったデスクトップのものを、ノートパソコン、軽いノート型に更新しようという内容が1つございます。これが約1,794万8,000円でございます。

2つ目の事業といたしましては、庁内ネットワーク無線LAN拡張事業ということで、ウェブ会議の需要が非常にやはり増加があります。そういった中で、各庁舎、南那須庁舎、烏山庁舎をはじめ、庁内の無線LANの利用可能な会議室等を拡張するものでございます。合計で382万5,000円充てております。

3つ目は、庁内ネットワーク整備事業でございます。これは職員が現在利用しているグループウェアというのがございます。こういったバージョンをアップしようということで、機能強化を図る内容でございます。特に職員の端末から、各庁舎間でのオンラインでの会議とか打合せ等がございます、そういったものをリアルタイムで閲覧することが可能になるという事業に取り組みます。合計で1,203万2,000円という事業を展開いたします。

この臨時交付金を活用させていただいて、3つの事業に取り組みたいと思っております。以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 同じく13ページ、自治振興事業費990万円。先ほど平塚議員にお答えした中で、さらに中山議員からもありましたのでお答えしますが、金額の基本額、そこをまず申し上げます。

98の自治会に対し、一律基本額が2万5,000円。そこに世帯割として7,450世帯を見込んでおまして、それは1世帯当たり1,000円。その合計額が990万円になります。

また、使用に関してなんですが、5月19日に行政区長会議がありまして、その中でも、本議会で通りましたら速やかに交付の手続きを取っていきますというお話をしました。その中で、あくまで新型コロナウイルス対策自治会に対する臨時交付金という位置づけをしておりますので、自治会によってはいろいろな対策が取れると思います。その中で縛りをつけるというのは基本はなく、対策に使う場合であればいいですよというお話で昨年度もお話はしているところでございます。中には自治会費、当然、会議等も少なくなりますので、自治会費の会費そのものに手をかけようと考えている自治会もいらっしゃる聞いております。使用目的については、基本、制限いたしません、支出の記録については、5年間、書類はしっかり取っておくよという指示はしているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 13ページの一番下にございます、子育て世帯生活支援特別給付金事業費2,006万7,000円について説明いたします。

こちらは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する国の事業となります。趣旨は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、ひとり親世帯以外の世帯となります。

交付の条件ですが、対象者につきましては、2つの区分がございます。1つ目の対象者ですが、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。こちらにつきましては住民税課税データから抽出しますので、申請のほうは不要となっております。2つ目の対象者につきましては、先ほど1つ目の対象者が児童手当等の支給を受けているということで、0歳児から中学生までとなりますが、2つ目につきましては、対象児童が令和3年度末までに18歳になる子と、障がい児につきましては20歳未満の子を養育するものであって、さらに令和3年度住民税均等割が非課税か、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められる者、こちらについては、申請が必要となってきます。

給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円となっております。

補正額2,006万7,000円の内訳ですが、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するに当たり、担当職員の事務執行に係る時間外勤務手当となる職員手当等、あと宛名ラベル等の消耗品費となる需用費、あと郵送代等の通信運搬費となる役務費、あと給付金支給システムの改修費となる業務委託料、そして子育て世帯生活支援特別給付金となる負担金、補助及び交付金として、1,900万円を要求させていただいているところです。

1,900万円の内訳としましては、対象児童を380人と想定し、5万円を掛けた分を見込んでおり、380人の内訳としましては、児童手当対象児童数2,244人に、国の試算値15%を掛けた335人と、中学校を卒業した者45人を合わせた380人としております。

スケジュールとしましては、申請が不要である令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものの判明以降、可能な限り速やかにとありますが、国からまだ詳細の説明がないので、具体的な日程等については不明となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、15ページのワクチン接種事業についてお答えいたし

ます。

中山議員のほうから、16歳までの接種の全部の費用かという御質問がございました。このワクチン接種の令和3年度の予算の総額ですけれども、繰越明許、それから議案第3号ですとか議案第1号で補正をさせていただいたものの総額は、1億2,336万7,000円となっております。

こちらの予算につきましては、現在、行っています65歳以上の方の接種、それから今後、始まります64歳以下16歳以上の方について、希望する接種者に対応するため、現時点で必要な経費というものの積算に基づく予算となっております。65歳以上の接種体制と64歳以下の接種体制については、変更や改善が必要になってくるという場合もございますので、その際には改めて補正予算で対応するということもあり得ると思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、15ページの農業振興費650万円について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで総合政策課長のほうから、企業版ふるさと納税の寄附金の中で御説明があったと思いますが、振興費につきましては、那須烏山市のまち・ひと・しごと創生推進計画に基づきまして、地域再生創造事業、産官学による産地里山プロジェクト事業を実施する事業実施主体への交付金となっております。

今回、交付する団体につきましては、一般財団法人里山大木須を愛する会ということでございます。

事業内容につきましては、企画提案書に基づきました事業としまして、まず1番目、里地・里山の雑草問題解決事業ということで、具体的には最新技術や資材を使用した里地・里山雑草管理の実践、またワークショップ等になってございます。

2番目の事業としましては、耕作放棄地再生による里山ビジネス創出事業ということでございます。具体的には、耕作放棄地の調査・分析・再生作業のほか、耕作放棄地を活用しました蜜蜂の蜜源植物の栽培、または西洋蜜蜂を活用した養蜂事業の展開ということになってございます。

3番目としましては、古民家を拠点とした大木須の自然体験村事業ということで、具体的には、大木須の古民家を中心としましたオオムラサキ公園、木須川、ホテルゾーン、里山ゾーンの整備、また古民家の施設の拡充整備等ということで、事業期間につきましては、令和2年度から令和6年度の予定で、この企業版ふるさと交付金を活用した事業として実施するという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 17ページ、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費について、お答えします。

金額のほうは6,250万円ということで、まず特定事業者一時支援金としまして、1月の緊急事態宣言の影響で売上げが減少しました事業者で、国の一時支援金の対象とならない事業者、売上げのほうは20%以上50%未満の事業者に、支援金を交付するものでございます。法人で10万円、個人で5万円を給付することとしております。

次に、商工会の行う事業への補助としまして、まずプレミアム付商品券発行事業、こちら5,000万円。次に、飲食店等割引券発行事業、こちら150万円。こちらは昨年も実施しました200円の割引券を各世帯にチラシとして配布したものでございます。最後は、市内商店活性化事業としまして、こちらは、商店活性化のためにスタンプラリーを実施したいという事業だそうです。これらに対しての補助としまして5,200万円。合わせて6,250万円ということになります。

次に、山あげ会館運営費のほうになります。こちらは当初は修繕料30万円と、指定管理委託料としまして1,610万円を計上したところでした。今回の予算の計上につきましては、修繕料の部分で、まずエレベーターの主要機器の修繕としまして、制御盤、モーター、二重ブレーキ、操作盤等の交換をするものとしております。こちら、エレベーターの部品供給が2024年3月に終了となることを踏まえまして、部品交換を実施し、延命を図ることを内部で調整していたところでございますが、今回、臨時交付金を活用した整備が有利であることから、計上したものでございます。

次に、大型プロジェクターの修繕、こちらが141万3,000円。大型プロジェクターは現在、故障して映像が映らない状態なものですから、それを解消したいと考えております。

もう一つ、冷温水器の送風機の修繕としまして、こちら送風機のほうに不具合が生じておりまして、それを解消するためのものであります。こちらが86万1,000円になります。

最後に、業務委託なんですけれども、こちらはコロナ禍における館内の案内を、人ではなくてタブレットで対応しまして、感染症対策とともに事務の効率化を図るようにするものでございます。こちらはシステム開発として、300万円を計上したところでした。

以上、合わせまして1,187万4,000円の計上となります。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 17ページ、教育情報ネットワーク整備事業、こちらのモニ

ターの台数等の質問ですが、こちらはモニターとスタンドを合わせまして20台の購入を予定しております。小学校に11台、中学校に9台を予定しております。

続きまして、19ページ、学校給食センター運営費2,500万円の件でございますが、こちらにつきましては、2つの項目を考えております。

まず1つ目ですが、学校給食費の減額分に対する補填ということですが、こちらは現在、コロナ禍の中で、新聞報道等にもありますように経済が停滞しまして、家計が大変苦しくなってきた世帯が増えてきております。終息もいつになるか見通しがきかない不安の中で、少しでも市内の小中学校に通う世帯の家計の助けとなりますよう、今年度の2学期と3学期の保護者からの給食費を毎月2,000円減額としまして、その減額分を市が補填するものです。

現在、市内の給食費ですけれども、小学校で4,300円、中学校が5,100円となっております。7か月分ということになりますので、児童生徒1人当たり1万4,000円の減額となります。生徒児童、現在、約1,600名おりますので、計算しますと2,440万円の金額となります。財源は、国からの新型コロナの臨時交付金を予定しております。

2つ目の項目としまして、イベント給食というものの回数を増やしたいと考えております。現在、イベント的な給食としまして、行事食、セレクト食、リクエスト食、そういったものなどを実施しております。こういったコロナ禍の中で、運動会・体育祭が縮小になりましたり、部活動も思うようにできなかったり、また、修学旅行が延期されたりと、子供たちにもストレスがかかっているのではないかと思います。食べることを通して、少しでもストレスを解消してもらい、学校に行くとおいしい給食が食べられるということで、学校に行く楽しみができ、規則正しい生活スタイルを維持してもらいたいという思いで計上しております。

給食の内容につきましては、栄養士との相談の上、決定することになります。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） すみません、先ほどの広報車の件で……、申し訳ありません、平塚議員のところでしたので、これはまた後で最後にお答えします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） おおむね了解いたしましたが、2点ほど再質問というか要望を申し上げます。

まず、自治会振興費で1,040万円をこれから交付するそうなんですけど、先ほど申したように、課長、各自治会長さんがお金を交付されても、何に使ったらいいのか分からないんですよ。だから具体的にこれはこういうこととこういうこととこういうこと、ひとつ用途のメニューをつくって、これらに利用していただだけませんかというふうにすれば、各自治会がもうちょ

っと有効利用できるのではないかと思いますので、課長、ちょっとこれ、検討をお願いしたいと思います。

それと、商工観光関係の課長、山あげ会館の運営費というのは、これはもう合併後、1億円、2億円くらいかかっていますね。それで、入館者はもうずっと合併後、下降線をたどっています。先日の市の観光協会の総会の際も、私、関係者に申し上げたんですが、何とかこの山あげ会館の利用者、入館者を増やす方法を検討してもらいたいということを申し上げたんですが、今、山あげ会館の入場料は、元は500円くらいだったのを引き下げて、200円か300円取っていますね。あの入館料を例えばゼロにしたらどんなもんなんでしょうね。それによって、ある程度入館者が増えてくる。入館者が増えてくれば、それによってお土産なんか売れるということで、それがプラスマイナスになるかどうか分かりませんが、とにかく多額の費用をかけて、まず入館者がいないことには全く意味がありませんので、課長、この辺のところ、さらに観光協会のほうとも協議しまして、検討いただきたいと思います。

この2つは私の要望です。了解しました。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長、追加答弁。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど、申し訳ありませんでした。平塚議員御質問の、現在の庁舎にある広報車の数でございますが、合計で8台ございます。烏山庁舎が3台、南那須庁舎が2台、水道庁舎が3台、全部で8台の現在の広報車がございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私、こちらの資料のほうから質問させていただきます。網かけのほうで今回の補正のものだと伺っておりますが、ちょっと一部、9月補正予定で6月開始となっているものがあるので、そちらに関してもちょっと関連して、よろしければ教えてください。

まず、資料のほう、1番から3番のほうで、先ほどもありましたが、庁内ネットワーク環境整備ということで、サテライトオフィス機能だったりとか、何かネットワーク機能を拡充することなんですけど、こちらのほうは、これは導入するのに多額の費用がかかるんですけど、来年度以降とかに維持管理費が多分、増えるんじゃないのかなと思うんですけど、それをどれくらいと予想されているのか、そういったものに関して、上からお金がおりてくるような何か当てがあるのかということに関して教えてください。

あと、2番に関してなんですけど、2番の庁内ネットワーク無線LAN拡張整備事業、こちらの③のほうで、業務委託料250万8,000円とあります。この業務委託料というのは、整備事業に対する業務委託料なのか、もしくはこれはオンライン講座もやる予定があって、それ

の業務委託料として計算されているのかということがまず1点ですね。

あと、次のページのまちづくり課のごみ減量化推進事業。こちらはコロナ禍において、ごみの減量化を図るということで、ごみ分別冊子の作成とあります。これは今も「ごみ分別辞典」とかあると思うんですが、またこれは新しいものを作るということでしょうか。コロナ禍に当たって何か新しいものが入ってくるのかということに関して、お伺いします。

それと、次に11番の健康福祉課の新型コロナウイルスワクチン接種タクシー券事業。こちらは、高齢者及び障がい者福祉タクシー利用券に該当される方に500円券を4枚ずつ配ると。私が知っている限りでは、多分1回に1,000円くらいまでしか使えないと思うんですけども、こちらはデマンドにも使えるのかということをお教えください。

あと、次の17番、18番のほう。こちら、商品券事業と割引券の事業をやられるということなんですが、この事業実施時期なんかをよろしければ今、分かっている範囲で教えてください。

20番はスタンプラリーの件とかとさっきおっしゃっていたと思うので、あと、次の24番、学校教育課、授業用大型ディスプレイ機器購入事業等。こちらは先ほど大鐘課長のほうで、ディスプレイが何か小学校10台、中学校9台とあるんですが、こちらはあくまでも案だと思うので、いろいろ変更はあると思うんですけども、こちらの数字から大体、今、変わっているということでもいいんですかね。今こちらの手元の資料だと、小学校7台、中学校13台となっているんですけど、ちょっとそちらに関しても教えてください。

あと、これは9月補正予定なんですけれども、次の学習用端末充電用アダプター購入事業と。こちらは児童生徒が端末を自宅に持ち帰るときの充電用アダプターを購入するとありますが、以前、GIGAスクールのほうでは、現状、タブレットを家に持ち帰る予定はないんだというようなことをおっしゃっていたんですが、何か持ち帰ってやるような、そういうリモート授業のめどがついたのか、何かそういう企画があるのであれば教えてください。

あと、先ほど児童生徒1,600人とか言っていたんですけど、1,800本と、ちょっと多めにあれしていて、単価も結構高いのかなと思うんですが、これは純正品か何か、あと保証とかがついていたりするのでしょうか。そういったところも、分かる範囲で教えてください。

それと、あとまた26番のモバイルルーター購入事業。こちらは要保護世帯の方にルーターを貸し出すということなんですけれども、こちらは複数年事業かということで、これは単年となっているんですが、これは今年だけのものなのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 答弁の前に、ここで暫時休憩いたします。再開を2時20分いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど上程された議案第1号の質疑において、荒井議員からの質疑の中に、今回、上程されていない9月補正分の質問が2件ありましたので、その件は質問の対象外となりますので、除外させていただきます。

それでは、答弁。菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 2点ほど御質問があったかと思っておりますので、まずランニングコストの件でございます。

今回、導入を図ったとして、庁内全体のランニングコスト、当初予算、令和3年度は約6,000万円ほど予算書に載っております。担当のほうの積算ですと、大ざっぱですが、そんなに変わらずというような形だと思います。さらに機種を更新は5年に一度、行うことになっておりますので、さらにその時期が来れば、よく調整させていただきたいと思っています。

2つ目の業務委託の件ですが、これについては、2つ目のネットワーク無線LAN拡張事業でございますが、無線LANの構築のための業務委託250万円ということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、議案書の15ページと、御覧いただいていた交付金の資料は2ページ目になります。2ページ目の5番目ですね。こちらの資料のほうは細かく載っているんですけど、ここに書いてありますとおり、今、コロナ禍において、何というか、巣ごもりというか、そういう需要がありました、感染症対策という必要性がありました、あとコロナウイルスの件もあって、環境保全意識が非常に高まっていると。そういった中で、ごみ削減をまた推進しなくちゃいけないということで、今回、ごみ分別のための冊子を作らせていただきたいと思いますと考えてございます。

御提言にありましたカレンダーとかごみアプリ、こちらとの役割を分担するべきところは分担をしてというふうに配慮はしていきたいと思っています。手元にこの分別の冊子が市民の皆さんのところに置いておかれることによって、啓発効果が非常に高いのかなと思っています。なるべくあんまりかぶり過ぎないような感じで、調整をしていければと考えてございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、新型コロナウイルスに係るタクシー券のこ

とについて、お答えいたします。

このタクシー券ですけれども、健康福祉課で現在行っている通院支援サービス事業、それから福祉タクシー事業のそれぞれ対象者の方になります。この方々につきましては、タクシーのみでございます。

ワクチン接種のために、1回目の接種に500円券を行きと帰りで2枚、2回目の接種のときに500円券が行きと帰りで2枚ということになっているんですけど、これ以上に距離があると金額がかかってくると思いますので、そちらについては、上限なく御手元にあるタクシー券を使用させていただくということで、タクシー会社等にも周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 17番、18番の実施時期についてということでございますが、詳細な部分を含め、今後、商工会と検討していくこととなりますので、御了承ください。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） ディスプレーの台数の件ですけれども、交付金の実施計画、こちらには小学校7、中学校が13ということで記載はされているんですけども、改めて各学校からの要望等を聞いた上での集計が先ほどのものでして、小学校が11、中学校が9という数字でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） まず、総合政策課の答弁に関しては、5年に一度、更新するということなので、いろいろ使ってみて、必要ないものに関してはいろいろ精査して、なるべく経費だったりとかを抑えて、スマートなネットワークを構築していただきたいと思います。

あと、まちづくり課のごみの冊子のほうなんですけれども、こちらはすみ分けをしながら作るということなんですけど、こちらは冊子ということで、紙ベースで取りあえず配布されるんでしょうが、PDFとかで、もちろんオンライン上に上げていただいて、これを学校教育課と連携して、例えば生徒のごみ分別の授業に生かしていただいて、子供たちから親御さんのほうにごみ分別に関して注意喚起をしていただけるような教育を、ぜひしていただきたいなと思います。

それと、タクシー券のほうは分かりました。結局、あれですよ、利用者の方は持ち出しなく行けるだろうということですね。はい。

それと、プレミアム付商品券のほうなんですけれども、前回、全協でもお話しして、私も商工会のほうでもちょっとお話しさせていただいたんですが、これを全額キャッシュレスでやるというのは難しいのかもしれないんですけども、一部キャッシュレスにして、キャッシュレスの方はちょっとプレミアム率を上げたりとかすることによって、ニューノーマルに対応するような、この交付金の本来の使い道として、人の生活を変えられるような使い方をしていただけるように、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それと、すみません、先ほど聞き忘れちゃったんですけど、21番の市内商店活性化事業、20番のほうがスタンプラリーでいいんですかね。ごめんなさい、21番、ちょっとこれ、違いを教えてください。21番の事業内容を教えてください。

学校教育課のほうも、分かりました。

答弁のほうをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） スタンプラリーのほうについては、21番がスタンプラリーになります。20番につきましては、販路拡大事業としまして、本年度から形をちょっと変えたもので、当初から予算付けしてあるものでございます。

こちらにつきましては、今までの業態とちょっと違った業態で、ニューノーマルに対応するような事業を何個か挙げておりまして、それに該当するようなものにつきましては、補助金の対象となるということで、交付金の対象としております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 荒井議員のほうから、冊子を作った暁には、それをデータ化してホームページに載せたりというお話でございました。学校の現場とかですよ。なるべく、今いろんなものを作る際に、結構そうやってデジタルデータ化をしておりますので、そういうことをしていきたいと思います。あと、いろんなところでの啓発になるべく使えるようにということを配慮して、やってまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 学校教育課との連携は。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 学校現場についても、おいおいまた協議をさせていただいて、その方向で進めさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらの資料の20番のほうの話をしたらもしかしたら駄目なのかも

しれないですけど、こちらでもキャッシュレス決済導入事業等、書いてあるので、そういったものと連携させてやるような商品券事業とかを行っていただければなという要望で、終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 13ページの、ライトバンを購入するということでございます。ライトバンを購入するには、何らかの仕様があると思うんですけども、どんなような仕様での車の購入ということになるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） スピーカーつきの車ですので、市民向けの周知に使うことがメインになるかと思えます。台風19号のときも、災害時に広報車が少なかったということもございますので、今回購入するものは、コロナ対策に限らず、そういった災害時における広報車両としても有効活用していきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうしますと、災害時も有効に活用させたいということになりますと、何というんですかね、普通の車両だけじゃなくて、何というんだか分かりませんが、我々の子供の頃からのジープのような車両の活用とか、そういうのだと災害、水が流れていても行けるとか、逆に危ないかもしれませんけども、ライトバンでも何でもいいですけども、どんな場合に、どんな活躍ができるんだというようなのも含めて車の選択はしていただいたほうがいいのかなと思うんですね。

あと、特にできれば、そうはいかないかもしれませんが、軽のほうがいいんだと思うんですね。軽自動車。そういうふうになっているかどうか分かりませんが、軽自動車で済むならばですよ、ほかの車両もいっぱいあると。それで今度、新しく3台、プラスで買うんだよということですから、そういうのも含めて検討はされているということですのでよろしいんですかね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 実際、どのような車両を購入するかにつきましては、今後よく整理をして、議員御意見もございますので、そういったものを考慮しながら今後、進めてまいりたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） たくさんの車両がありまして、それをこういうようなときにはこういうふうにも有効に使えるとか、幅広く、そしてうちの経費ができるだけ削減できるような選択をしていただきたいと、こういうふうにお願ひしまして、答弁は結構ですので、しっかりとそ

ういうところをよくよく議論して、今までこういうのがあったからそれと同じというようなことだけはないようお願いしたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 午前中に早まって質問した件について、消化不良になりそうなので、さらに質問したいと思います。

議案書15ページ、予防費の新型コロナワクチン接種体制確保事業費、先ほど中山議員からも質問がありましたので、おおよそは理解するところではありますが、高齢者の9,300人、そして16歳以上の市民の接種はこれで確保できるということですね。

その場合、キャンセルが出ると思うんですよ。しかも今日の広報には、遅くとも予約時間の30分前までには連絡してほしいという記事がありました。この30分というのは、例えば代わりの者が駆けつける時間を想定しているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 今、本日から、6月12日から接種が始まる分の受付を行っています。その中で、6月7日からキャンセル待ちの受付というものをを行うということで周知を図っているんですけども、多分その30分前というのは、キャンセル待ちの予約をされていても、その日、何人キャンセルが出るのかというのは、それは始まってみないと分からないことで、例えばキャンセル待ちに順番が回ってきたときに御連絡を差し上げて、30分以内には会場に来てくださいねという意味で周知を図っていると思っております。

6月7日からキャンセル待ちを受け付けているんですけども、実際のところ、今回の受付では、ほぼ希望される方全員の予約が入ることになりますので、できればキャンセル待ちをすることなく、予約を入れていただいたほうが、確実に接種ができるのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） キャンセルが出た場合、南那須庁舎、あるいは烏山庁舎におられる職員ならば、30分以内に対応できますよね。ですから、消防士、医療関係者、あるいは病院関係者、ワクチンの接種、終わっていますよね。いろんな市民の方と、また外部の人とも対応しなければならぬ職員の健康を一番、何と申しますかね、もっと大事に考えてあげないといけないと思うんです。ですから、キャンセルした場合は職員で対応するという方法はどうですか。これは課長では答えられないでしょうから、市長をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず、職員といいますとちょっと範囲が広いので、できましたら今、ワクチン接種会場に従事している職員がいます。5班に分けていますので、その辺を重点的にやれたらいいなという意見は、実は携わっていただいている医療関係者の皆さんに、不安がありますと言われていています。やはり同じ会場でお一人でも出た場合、その会場が使えなくなってしまうので、先行的に接種はできないのかという話は何度もいただいておりますが、今のところ高齢者施設に従事していらっしゃる65歳前後の方々に先行して打たせていただいておりますが、やはり本当にクラスターなどが出たり、お一人でも感染者が出ますと、運営できなくなってしまうので、どのようにしたらいいのかを今、協議させていただいております。

県とかそういうところにも問合せをしたり、国とかでもだんだん、幼稚園の先生とか学校の先生までとか、こういう従事者には先行接種でもいいのではないかという意見をお聞きしておりますが、まだいろんな意味で本当にそれが若い方が先でいいのかという疑問もあると思いますので、皆さんからの御意見もいただいて、今回、たくさん皆さん、コロナワクチン接種に関しての御質問があるので、そのときに協議とか御意見を聞きたいなと思っておりますので、それで諮っていきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 最後の質疑にしたいと思うんですが、会場が武道館1か所になりましたよね。ですから裏を返せば、クラスターが発生すればより被害が大きくなると、そういうふうに認識します。ですから、職員の方にも早めにワクチンを接種してもらいたいと要望して、終わります。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第16号 訴えの提起について

○議長（久保居光一郎） 日程第20 議案第16号 訴えの提起についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号について、提案理由の説明を申し上げます。

市は、那須烏山市自家用有償バスとして旅客運送に使用するため、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそうが製造販売した自家用有償バスを2台所有しております。当該車両が、平成30年度及び令和元年度において、それぞれエンジンを故障したことから、三菱北関東ふそうにおいて修繕を行いました。

その間、株式会社仁井田観光は、市からの依頼を受けて、代車により代替運送を行い、当該代車代については、市に支払いを求めております。

市は、当該代車代について、車両の欠陥または修繕時に過失があったものと判断し、製造物責任法第3条または民法第709条に基づく損害賠償として、製造及び修繕を行った三菱北関東ふそうが支払うべきものと判断し、支払いを求めましたが、いまだに支払われておりません。

よって、相手方に対し、損害賠償を求める訴えを提起するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 確認なんですけども、1台は間違いなくリコールという形で、エンジンの故障をとるか、それはリコールだということをメーカーのほうでは認めていると。もう一台のほうは、リコールではないというふうに、以前の説明ではそんな感じだったと思うんで

すね。

それで、リコールの1台に対しては、ある程度の負担、必要なかなと思っておるんですが、前にもちょっとお伺いしましたけども、路線バスの規約か規定か何か、ちょっと分かりませんが、故障した場合の代車の支払いはする、しないという、そういう規定がひょっとしたらあるのではないかと。そういうところはきちっと弁護士さん等、調べて分かっておるのかどうか。1台、リコールのほうは補償されるが、故障した場合の案件に関しては補償されないと、そういう状況はひょっとしたらあるのかなと思っておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） まず、今回の故障ですけれど、議員おっしゃるとおりです、1台、烏山高部線のほうは、故障部分全部がリコールでございました。もう一台の市塙黒田烏山線については、一部はリコールだったんですけれど、それ以外の部分についてはリコールは認められてはおりません。という、まず状況がございます。

そして、その次の路線バスについての代車について、リコールのときには補償が可能であって、リコールじゃないと代車対象にならないと、そういったルールがあるのかということなんですが、これは陸運支局さんですとか県の交通担当の課なんかともちょっと相談をさせていただいているんですけど、今のところはっきりとそういったルールがあるかどうかというのは、まだ確定はできておりません。もちろん弁護士の先生とも相談をしているところでございます。引き続き確認をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 訴えを起こすわけですから、敗訴というふうにならないように、きちっとした準備をして、そういうところもきちっと調べていただいて、必ず勝っていただきたいとお願いをして、終わります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第16号 訴えの提起について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

〔午後 2時46分散会〕